

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[ 1 ] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の運用の停止の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 4 工事落成期限経過後2週間以内に工事落成届を提出しない者

[ 2 ] 次の記述は、無線局の変更検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第17条(変更等の許可)第1項の規定により □ A □ の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者(注1)又は登録外国点検事業者(注2)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る □ B □ を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、□ C □ を省略することができる。

(注1) 登録点検事業者とは、電波法第24条の2(点検事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。

(注2) 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13(外国点検事業者等)第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	当該検査
3 無線設備の設置場所	検査の結果	当該検査
4 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部

[ 3 ] 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて<sup>ふく</sup>輻射され、及びその下限の周波数未満において<sup>ふく</sup>輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の □ A □ に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、□ B □ の場合、テレビジョン伝送の場合等 □ A □ の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A	B
1 0.1パーセント	時分割多重方式
2 0.1パーセント	周波数分割多重方式
3 0.5パーセント	時分割多重方式
4 0.5パーセント	周波数分割多重方式

[ 4 ] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの正しいものを表の番号から選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 C	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
3	F 9 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	ファクシミリ
4	G 7 W	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン(映像に限る。)

[ 5 ] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- ( 1 ) 平均電力が □ A □ の無線局の無線設備
  - ( 2 ) □ B □ の無線設備
  - ( 3 ) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が □ C □ 場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
  - ( 4 ) ( 1 ) から ( 3 ) までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	10ミリワット以下	移動する無線局	発生した
2	10ミリワット以下	移動しない無線局	発生し、又は発生するおそれがある
3	20ミリワット以下	移動する無線局	発生し、又は発生するおそれがある
4	20ミリワット以下	移動しない無線局	発生した

[ 6 ] 次の記述は、主任無線従事者の講習について、電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）は、主任無線従事者を □ A □ 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等は、□ B □ の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から □ B □ に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

	A	B
1	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	3年以内
2	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	5年以内
3	選任するときは、あらかじめ	3年以内
4	選任するときは、あらかじめ	5年以内

[ 7 ] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- ( 1 ) 免許状又は登録状に □ A □ であること。
  - ( 2 ) 通信を行うため □ B □ であること。
- C □ に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	の(1)の規定
2	記載されたものの範囲内	十分なもの	の(2)の規定
3	記載されたもの	必要最小のもの	の(2)の規定
4	記載されたもの	十分なもの	の(1)の規定

[ 8 ] 次の記述は、擬似空中線回路の使用及び実験無線局等の通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- ( 1 ) □ A □ を行うために運用するとき。
  - ( 2 ) □ B □ を運用するとき。
- 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を □ C □ 。

	A	B	C
1	至近距離にある無線局と通信	実用化試験局	使用してはならない
2	至近距離にある無線局と通信	実験無線局	使用することができる
3	無線設備の機器の試験又は調整	実用化試験局	使用することができる
4	無線設備の機器の試験又は調整	実験無線局	使用してはならない

[ 9 ] 次に掲げる記述のうち、総務大臣が無線局の免許人に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合はどれか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認める場合
- 2 空中線電力が免許状に記載されたものの範囲を超えていると認められた場合
- 3 指定されていない周波数を使用していると認められた場合
- 4 無線設備の変更の工事の許可に係る変更検査を受けた結果、不合格と判定された場合

[ 10 ] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- ( 1 ) □ A □、無線局の運用を引き続き 6 箇月以上休止したとき。
- ( 2 ) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- ( 3 ) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- ( 4 ) 不正な手段により識別信号、□ B □、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- ( 5 ) □ C □ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- ( 6 ) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 正当な理由がないのに	周波数	電波の発射
2 正当な理由がないのに	電波の型式、周波数	無線局の運用
3 運用休止の届出をしないで	電波の型式、周波数	電波の発射
4 運用休止の届出をしないで	周波数	無線局の運用

[ 11 ] 次に掲げる記述のうち、無線従事者が総務大臣から 3 箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合はどれか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 無線従事者としてその業務に従事することがなくなったとき。
- 3 無線局の運用を 6 箇月以上休止したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[ 12 ] 次に掲げるもののうち、固定局に備え付けておかなければならない書類に該当しないものはどれか。電波法及び電波法施行規則の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 免許状
- 2 無線検査簿
- 3 無線設備保守点検簿
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写し